

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
田岡建設株式会社	日立市多賀町4-2-30	2-032332

2 指名停止措置期間

平成30年12月11日～平成30年12月24日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

田岡建設（株）は、平成30年10月8日、高萩工事事務所発注の河川改修工事（日立市南高野町地内）において、安全管理措置の不適切により、作業員1名が右足を敷鉄板に挟まれ骨折等の重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者に重傷者を生じさせる事故を起こしたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。）第2条第1項及び別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
(1)、(2) 略	
(3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。	2週間以上1か月以内
(4) 略	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111